

解体工事業の新設に伴う監理技術者資格者証について

平成28年6月1日より改正建設業法が施行され建設業許可の業種区分として「解体工事業」が新設されました。平成28年5月31日以前は「とび・土工工事業」の許可で「解体工事」を施工していましたが、今後は「解体工事業」の許可を取得した企業が「解体工事」を施工することとなります。上記改正に伴い、「解体工事」に携わる「監理技術者」の資格要件が建設業法施行規則等で定められました。

1. 「解体工事業」の新設に係る法令の主な改正内容

- (1) これまで「とび・土工工事業」で営業・施工が認められていた解体工事を分離・独立させ、**新たに「解体工事業」が新設されました。**
- (2) 「解体工事業」に関する監理技術者等の技術者資格が規定されました。
- (3) 改正建設業法施行前の国家資格者が解体工事の技術・知識等を習得するため国土交通大臣の「登録解体工事講習」が新設されました。
- (4) 経過措置として平成33年3月31日までの間は、**とび・土工工事業の技術者(既存の者に限る)が解体工事業の監理技術者等となることが認められております。**

2. 解体工事業の監理技術者資格者証交付に係る技術者要件

試験・資格等		登録解体工事講習修了・実務経験の要否
1級土木施工管理技士	平成28年度以降の試験合格者	必要なし
1級建築施工管理技士		
1級土木施工管理技士	平成27年度以前の試験合格者	登録解体工事講習修了*1 又は 合格後1年以上の実務経験
1級建築施工管理技士		
技術士(建設、総合技術監理(建設))		
2級土木施工管理技士(土木)*2		2年以上の指導監督の実務経験
2級建築施工管理技士(建築、躯体)*2		
とび技能士(1級、2級(合格後3年の実務経験))		
解体工事施工技士		
大学(指定学科*3)卒業後	3年以上の実務経験	
高等学校(指定学科*3)卒業後	5年以上の実務経験	
その他	10年以上の実務経験	
土木工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験		
建築工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験		
とび・土工工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験		

(注) 実務経験は、特段の記述がないものは「解体工事」に係る建設工事に係る実務経験。

*1 国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録解体工事講習を修了した方。

(「登録解体工事講習について」をご覧ください。)

*2 平成27年度以前の合格者は、登録解体工事講習修了*1又は合格後1年以上の実務経験も必要となります。

*3 解体工事業に係る指定学科は、「土木工学」又は「建築学」に関する学科となります。

登録解体工事講習について

平成27年度までの1級土木施工管理技士及び1級建築施工管理技士の技術検定に合格された方、ならびに技術士試験(建設、総合技術監理(建設))の第二次試験に合格された方は、合格後1年以上の実務経験で申請を行う以外に、国土交通省が認可した講習実施機関が行う登録解体工事講習を修了され、その際に交付される「登録解体工事講習修了証の写し」を監理技術者資格者証の交付申請の際に添付することでも、解体工事業の監理技術者資格を付与した監理技術者資格者証が交付されます。

平成28年6月1日より「登録解体工事講習」を実施する機関の登録申請の受付が開始されます。各講習実施機関が国土交通省へ登録申請を行い、認可を受けた各講習実施機関が順次、「登録解体工事講習」を開催いたします。現時点においては未定の状態ですが、順次、官報公告等に掲載される予定です。当財団においても、分かり次第、ホームページ等で情報提供させていただきます。

●「登録解体工事講習修了証」様式

登録解体工事講習修了証		
(修了証番号 第 号)		
氏名		
(生年月日	年	月 日)
この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省 号)附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令代十四号)第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。		
修了年月日	年	月 日
	登録講習実施機関代表者	印
	(登録番号 第 号)	